

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年十二月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ倉敷店

所在地 倉敷市笹沖字汐田一二〇九一ーほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社デオデオ

住所 広島市中区紙屋町二丁目一ー一八

代表者の氏名 代表取締役 友則 和寿

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 四千六百二十三平方メートル (変更後) 八千七百平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 百九十台 (変更後) 五百五台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 五十台 (変更後) 二百四十一台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 八十・五七平方メートル (変更後) 二百二・五〇平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 六十二・四九立方メートル

(変更後) 五十二・三六立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後八時 (変更後) 午後九時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前九時三十分から午後九時三十分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 四箇所 (変更後) 五箇所

4 変更年月日

平成二十年七月二十九日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社デオデオ
住所 広島市中区紙屋町二丁目一―一八
代表者の氏名 代表取締役 友則 和寿

イ 名称 株式会社三城
住所 東京都中央区銀座二丁目七―一七
代表者の氏名 取締役会長 加納 誠治

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十九年十一月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課